

【国語】

「お小遣いの額を他の人のと比べて、恥ずかしがつたり、妬んだりするほうが、おかしいんじゃないの。大切なのは、何のために、お小遣いを使うのか、自分でよく考えることでしよう。たくさんお金を持って行つても、ゲーム・センターで全部使つちゃつて、後悔する人もいれば、少しのお金で、いい思い出を作つたり、すてきな贈り物になるものを、見つけたりする人もいる。

小学生六年のある教室で、修学旅行に持参できるお小遣いの額を、先生が決めたのに対し、子どもたちが不満を述べ、クラスで話し合つて額を決めることにした。どれぐらいがいいか、みんなでワイワイ議論しているさなかに、一人の生徒乙が立ち上がって、発言した。「どうして、みんなのお小遣いを、同じに決めなくちゃいけないの。どれぐらいが多すぎて、どれぐらいが少なすぎるかは、人によつて、またその人の家族の事情や方針によつて、違うんだから、他の人がどれだけもつて行くかなんて気にせずに、めいめいが自分で適當だと思う額だけ、持つて行けばいいじゃない。」

乙の発言に対し、学級委員のAが反論した。「それだと、持つてきたお小遣いが他の人より少なかつた人は、家が貧乏だとかケチだとか思われて、恥ずかしい思いをしたり、他の人を羨んだりするだろう。反対に、他の人よりたくさん持つてきちゃつた人は、みんなに妬まれて、いやな気分になるし、仲間外れにされるかもしれない。みんな同じ額にするように決めておけば、こういう心配をしなくたつてすむじやないか。」Aの反論にクラスの圧倒的多数が共鳴し、「そうだ、そうだ、乙はわかつちやいないよ。」という声が、教室に響きわたつた。

乙は、思わずたじろぎそうになつたが、気持ちを奮い立たせて応答した。

この例の第一段落は、NHK教育テレビが放映した、ある子ども向け番組の一コマを少し改訂したものであり、第二段落以下は、ありうべき展開につ

このとき、Bが乙を（a）遮つて言つた。「やっぱり、不平等だよ。お小遣いの多い人と少ない人に分かれちゃうんだから。」乙はBの方を向いて答えた。「お小遣いの額が同じなのが平等だつていうのは、変じやないかな。この旅行のために、ずっと前から貯金をして、自分の計画をあつためてきた人とか、いろんな人がいるでしよう。額を決めちやうと、せつかくの計画が実現できなくなる人だつているよ。計画の違いを無視して同じ額を強制するんじやなくつて、みんなが自分の計画を自由に実現できるようにするのが、本当の平等だと思う。」

この例の第一段落は、NHK教育テレビが放映した、ある子ども向け番組の一コマを少し改訂したものであり、第二段落以下は、ありうべき展開につ

いての、私の想像の産物である。しかし、多かれ少なかれ似たような光景は、日々、日本の学校のどこかで、現実に見られるだろう。いずれにせよ、この例が提起している問題は根源的である。

この例で、先生がお小遣いを一方的に決めたのに（1）イギを申し立て、自分たちで議論して決めようとした子どもたちは、（A）民主的精神を表現している。しかし、先生の決定に対する子どもたちの民主的批判は、集合的決定の主体が生徒たち自身でないのは不当だ、という点にあり、そことどまっている。決めるのが先生であれ、生徒集団であれ、そもそも、お小遣いの問題を、集合的決定の対象にするのは不適切ではないか、という問題を提起した乙の批判的発言に、（B）リベラリズムの精神が体現されている。

もちろん、民主的な子どもたちは、何を決めるべきかも民主的に決めるべきであり、お小遣いの額を決めたほうがいいとクラスの多数が考えるなら、そうすべきだと主張するだろう。これに対して、リベラルな子ども乙は、お小遣いの額の公定は、いかに民主的になされようと、望ましくないと考えている。「お小遣いなんて、使いたいだけ使えばいい。」という、放縱を要求する態度からではなく、このような公定が、お小遣いの有意義な使い方を自主的に構想する自由と責任感を弱め、実質的平等を（b）損ない、多様な使い方の実験による相互啓発の機会（関係の豊かさ）を奪うと考へるからである。

この例における「お小遣いの自己決定権」の問題は瑣末であるどころか、政治哲学の根本問題に関わっている。民主的決定の名においても侵害できな個人の基本権を、承認するか否かという問題である。戦後民主主義は、「民

主＝自主」、「民主主義＝自由・平等・友愛」といった等式を公理にする」とにより、民主主義と人権との緊張関係の問題を曖昧にしてしまった。しかし、子どもたちのこの論争は、単純化されているがゆえに、かえつて鮮明な形で、この問題を浮き彫りにしている。

この祖型的な例が示しているように、リベラリズムは、全ての個人が等しく自律的人格たりうるために享受すべき基本的諸権利が、民主的決定に先行し、内容的・主題的にそれを方向づけ、限定することを主張する。かかる基本的諸権利には、表現の自由・信教の自由・職業選択の自由等々、個人の自己決定に関わる（2）キヨウギの自由権的諸権利だけではなく、いわゆる生存権や社会権も含む。後者は自由権と対立させられことが多いが、これらもまた、自律的人格としての尊厳と自由を、さまざまなハンディキャップや逆境を背負つた人々にも実質的に保障するために、要請されるものである。

リベラリズムが個人の権利を真剣に受けとめるのは、放縱な欲望追求や、公共的問題に無関心なミーアズムを奨励するためではない。むしろ、諸個人が対等な自律的人格としての尊厳を相互に承認しあい、人間の生活と文化の多様な可能性を開花させることにより、〈関係の豊かさ〉を享受しうるために、すなわち、自由にして平等な共生の実現のために、かかる権利の保障は必要なのである。

民主的な立法活動や地域自治の実践は、かかる個人の諸権利の内容と相互的調整基準を具体化し、その実現手段を配備するのに貢献しうるし、必要でさえある。しかし、民主主義には、多様な生の実験を求める個人の自己決定

権や、異質な少数者の平等要求と自由を、「最大多数の最大幸福」の名において切り捨てる傾向、画一化・同質化により、〈関係の豊かさ〉を切り捨てる傾向も、残念ながら内在している。

民主主義のこの傾向に歯止めをかけるためには、個人の基本的権利の尊重の要請は、民主的な集合的決定の論理に従属させられるべきではなく、むしろ、民主的決定を主題的に限定・制約する指導原理の地位に置かなければならぬ。この立場を貫徹する思想が、リベラリズムである。

豊かな社会の実現のための根本的な政治的条件は民主主義である、とする政治前提是、今や次の命題によつて置きかえられなければならない。豊かな社会とは、〈人間が豊かな社会〉、すなわち、多様なものが自由かつ平等に共生し、〈関係の豊かさ〉を享受する社会である。かかる社会の実現のための根本的な政治的条件は、リベラリズムの精神と実践の成熟である。民主主義は主題的に自己を指導・制約する理念として、リベラリズムを(3)キティに置くときにも、〈人間が豊かな社会〉の実現に貢献できる。

(井上達夫『現代の貧困』より)

《語句説明》

- *1 放縱……わがまま
- *2 公理……自明の真理とされる根本命題
- *3 祖型的……もとになる
- *4 ミーイズム……自己中心主義

問一 傍線部(a)・(b)の漢字の読みをひらがなで書きなさい。

問二 傍線部(1)～(3)のカタカナを漢字に直したとき最も適切なもの

をそれぞれ選択肢から選び、記号で答えなさい。

- (1) ア 意義 イ 異議 ウ 異義 エ 意識
- (2) ア 協議 イ 教義 ウ 狹義 エ 供犠
- (3) ア 基底 イ 規程 ウ 既定 エ 規定

問三 波線(A)「民主的精神」及び(B)「リベラリズムの精神」について、「乙」と「子どもたち」がそれぞれの「精神」を表現していたのはどの

ような点においてだと言えるか。(A)・(B)それについて、最も適切なものを選択肢から選び、記号で答えなさい。

ア 集合的決定の手続き面での正当性を問題として、結論に至るまでの議論を重視する点。

イ 集合的決定がもつ強制性を批判し、民主主義そのものを否定する点。

ウ 集合的決定に縛られるなどを拒否して、自分の考えを貫こうとする点。

エ どのようなことを集合的決定の対象とするべきなのか、その適切性を問う点。

オ 平等であることを重視せず、個人の自由を追求する点。

カ 誰が集合的決定を行うのかということを問題とし、それは自分たち自身であるべきだとする点。

問四

本文の内容と最も一致するものを選択肢から選び、記号で答えなさい。

ア 「人間が豊かな社会」と民主主義には根本的に対立関係があり、共生することは不可能である。

イ 自律的人格としての諸個人が自由かつ平等に共生する社会を実現するために、リベラリズムを基にする民主的決定は正当である。

ウ リベラリズムには、不寛容な同質社会と結びついて、自律的な諸個人の共生を破壊する可能性もありうる。

エ 多様な考えをもつ諸個人が平等に共生していくために必要な集合的決定方式は、民主主義以外のものでなければならない。

〔国語出題 以上〕